

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援に関する要望

すべての国民が I C T を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011 年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について、早急に対応を促進すること。

特に、条件不利地域においては、衛星放送や C A T V の活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、公共施設のデジタル化に対する支援措置を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

また、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

(3) C A T Vにおいては、アナログ放送視聴時と同様の放送局を視聴できるよう必要な措置を講じること。

また、大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

3．障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びＩＣＴ利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

また、都市自治体がＩＴ企業等と連携して取り組む新技術の開発、実証実験、運用に至るまでの複数年度にわたるＩＣＴ施策推進に対する支援制度を創設するとともに、既存の支援制度についても、対象期間を複数年度とするなど、柔軟な運用を図ること。

4．国民が安心して情報通信機器を利用できるよう、ネット環境の秩序確立のために必要な措置を講じること。

5．福祉等の制度改正に伴う電算システム開発等について、十分な財政措置を講じること。

6．登記事項証明書等の交付及び閲覧について、オンライン化を図るとともに、手数料については無料とすること。

7．ソフトウェアの賃貸借契約について、長期継続契約の対象となるよう、制度を見直すこと。

8．市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。